

原文

修正文

指摘事由

国際連盟とヴェルサイユ体制の関係について誤解する
おそれのある表現である。

216 頁 8～28 行

この原

則は、秘密外交の廃止、軍備の縮小、民族の自決、国際平和機構の
設立などからなっていたが、対ソ干渉戦争やイギリス・フランスの
敗戦国に対する報復的な態度もあって、十分には実現されなかった。

ドイツは、すべての海外植民地とアルザス・ロレーヌなど多くの
領土を失い、多額の賠償金を課せられ、軍備を大幅に制限された。

民族自決の原則は、東欧を中心に多くの独立
国を生みだした。しかし、それにはソヴィエ
ト政権やドイツの発展をおさえる目的があり、
領土内に多様な民族をふくみ、政情は不安定
であった。また、民族自決の原則は、アジア・
アフリカなどの植民地には適用されなかった。

ヴェルサイユ条約により、1920年、45の戦
勝国や中立国によって国際連盟が結成され、
スイスのジュネーヴに本部がおかれた。国際
連盟は、国際紛争の解決に若干の成果をあげ
たが、アメリカが参加せず、当初はドイツと
ソ連の参加が認められず、また規約違反に対
して軍事的な制裁がとれなかった。このよう
に、ヴェルサイユ体制は多くの問題をかかえ、
つぎの大戦を防ぐことができなかった。

この原

則は、秘密外交の廃止、軍備の縮小、民族の自決、国際平和機構の
設立などからなっていた。しかし、平和原則は軽視され、各国が自
国の利益を主張したため、ヴェルサイユ体制はつぎの大戦を防ぐこ
とができなかった。

ドイツは、すべての海外植民地とアルザス・ロレーヌなど多くの

領土を失い、多額の賠償金を課せられ、軍備
を大幅に制限された。民族自決の原則は、東
欧を中心に多くの独立国を生みだした。しか
し、それにはソヴィエト政権やドイツの発展
をおさえる目的があり、領土内に多様な民族
をふくみ、政情は不安定であった。また、民
族自決の原則は、アジア・アフリカなどの植
民地には適用されなかった。

ヴェルサイユ条約により、1920年、45の戦
勝国や中立国によって国際連盟が結成され、
スイスのジュネーヴに本部がおかれた。国際
連盟は、国際紛争の解決に若干の成果をあげ
たが、アメリカが参加せず、当初はドイツと
ソ連の参加が認められず、また規約違反に対
して軍事的な制裁がとれなかった。